

## 公益社団法人日本地理学会 GIS 学術士認定規程

### (目 的)

第1条 この規程は、GIS 学術士及び GIS 専門学術士（以下「GIS 学術士等」という。）の資格、責務、認定の方法等を定め、GIS の知識と技術の向上をはかり、適正な GIS の学術を普及し、もって地理学及び地理情報科学の進歩と社会の発展に貢献することを目的とする。

### (定 義)

- 第2条 この規程において「GIS」とは、地理情報をコンピュータで系統的に取得・構築、管理、分析、総合、表示・伝達することに係わるシステムおよび科学をいう。
- 2 この規程において「GIS 学術士」とは、GIS の学術を保有する者として、公益社団法人日本地理学会（以下「学会」という。）が第7条第2項の規定に基づいて認定した者をいう。
- 3 この規程において「GIS 専門学術士」とは、GIS 学術士のうち、GIS の学術に関して特に高度な知識及び技能を有する者として、学会が第7条第3項の規定に基づいて準用する同条第2項の規定に基づいて認定した者をいう。

### (責務と倫理原則)

- 第3条 GIS 学術士等は、GIS の知識と技能に基づく業務に当たり、客観的な事実並びに科学的な思考方法及び手法に基づいて業務を遂行するよう努めるとともに、法令の遵守、個人情報の保護、業務に関係する個人や社会との良好な関係の維持その他の GIS に基づく業務の円滑な遂行と信頼の保持に努めなければならない。
- 2 GIS 学術士等の資格の認定に関わる者は、事実に基づき、公正な認定が行われるよう努めなければならない。
- 3 GIS 学術士等が、虚偽の申請により認定を受けたことが判明した場合、または法令等に違反する行為を行った場合、資格を取り消すことができる。

### (GIS 学術士等となる資格)

- 第4条 大学において GIS 学術士認定規程細則別表（以下、「細則別表」という。）の1に定める科目の単位を取得し、大学を卒業した者であって、GIS を利用した卒業論文を執筆した者は、GIS 学術士となる資格を有する。
- 2 第1項にいう卒業論文の執筆に代えて、筆頭著者として GIS を活用した学術雑誌論文等の公表を行なった者は、同項で規定する GIS 学術士となる資格を有する。この学術雑誌論文等は、GIS 学術士認定規程細則（以下、「細則」という。）に定める基準に基づいて認定されなければならない。
- 3 大学院において細則別表の2に定める科目の単位を取得し、大学院修士課程（博士前期課程）を修了した者であって、GIS の専門的な知識と技術を活用した修士

論文を執筆した者は、GIS 専門学術士となる資格を有する。

- 4 第3項にいう修士論文の執筆に代えて、筆頭著者としてGISの専門的な知識と技術を活用した学術雑誌論文等の公表を行なった者は、GIS 専門学術士となる資格を有する。この学術雑誌論文等は、細則で定める基準に基づいて認定されなければならない。
- 5 前4項のそれぞれの場合について、異なる大学・学部・学科・研究科・専攻等にまたがって要件を満たす者は、GIS 学術士等となる資格を有する。

(科目)

第5条 第4条第1項及び第3項の科目は、第12条に基づき設置するGIS 学術士認定委員会（以下「認定委員会」という。）が細則で定める基準に基づいて認定したものでなければならない。

(科目の認定)

- 第6条 第5条の科目の認定を希望する大学等は、当該科目の所属組織、名称、単位数その他細則で定める事項を記載した申請書を、当該科目が基準を満たすことを証明する資料とともに理事長に提出し、科目の認定を申請することができる。
- 2 理事長は、前項の申請があったときは認定委員会にこれを審査させ、その具申に基づいて科目を認定し、認定を受けた大学等の名称、科目名称、単位数その他細則で定める事項を公表する。
  - 3 科目の認定の申請手続き、審査の方法、基準は、細則による。
  - 4 科目の認定を受けた大学等は、細則に定める内容を、同じく細則に定める方法に従って、理事長に報告しなければならない。

(認定の申請)

- 第7条 GIS 学術士となる資格を有する者は、氏名、生年月日その他細則で定める事項を記載した申請書をGIS 学術士となる資格を有することを証明する資料とともに理事長に提出し、GIS 学術士の認定を申請することができる。
- 2 理事長は、前項の申請があったときは認定委員会にこれを審査させ、その具申に基づき、認定を拒否すべき特別の事情がない限り、申請した者をGIS 学術士に認定し、GIS 学術士名簿にその者の氏名、生年その他細則で定める事項を記載するものとする。
  - 3 前2項の規程は、GIS 専門学術士の認定について準用する。この場合において、「GIS 学術士」は、「GIS 専門学術士」と、「GIS 学術士名簿」は、「GIS 専門学術士名簿」と読み替えるものとし、GIS 専門学術士の認定の申請は、GIS 学術士の認定の申請を兼ねるものとする。

(認定の拒否及び取消し)

第8条 理事長は、前条第1項の申請が虚偽又は不正の事実に基づく申請であると認めるときは、認定を拒否することができる。

- 2 理事長は、GIS 学術士が GIS 学術士の認定の申請に際し、虚偽若しくは不正の事実に基づく申請を行ったことが判明した場合又は GIS 学術士がその信用を著しく失墜させる行為を行ったと認めた場合は、当該 GIS 学術士の認定を取り消すことができる。
- 3 前2項の規程は、GIS 専門学術士の認定の拒否及び取り消しについて準用する。この場合において、「GIS 学術士」は、「GIS 専門学術士」と読み替えるものとする。

(情報の公開)

第9条 理事長は、GIS 学術士名簿及びGIS 専門学術士名簿に記載されている事項のうち、氏名その他細則で定める事項をインターネットを利用して公開するものとする。

- 2 GIS 学術士等は、前項の規程に基づく情報の公開を差し止める権限を有しない。

(GIS 学術士認定証明書の発行)

第10条 GIS 学術士は、理事長に対し、GIS 学術士認定証明書（請求者本人に係るものに限る。）の発行を求めることができる。

- 2 理事長は、前項の請求があった場合において、GIS 学術士名簿に基づき、請求者が GIS 学術士であることを確認したときは、遅滞なく、請求者に対し、請求者に係る GIS 学術士認定証明書を発行するものとする。
- 3 前2項の規程は、GIS 専門学術士について準用する。この場合において、「GIS 学術士」は「GIS 専門学術士」と、「GIS 学術士名簿」は「GIS 専門学術士名簿」と、「GIS 学術士認定証明書」は「GIS 専門学術士認定証明書」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 4 GIS 学術士の資格を得ようとする者であって、細則で定める基準に適合する者は、理事長に対し、細則で定める基準に適合することを証明する資料を添えて、GIS 学術士（見込み）証明書の発行を求めることができる。
- 5 理事長は、前項の請求があった場合において、申請者から提出された資料等に基づいて申請者が細則で定める基準に適合する者であることを確認したときは、遅滞なく、GIS 学術士（見込み）証明書を発行するものとする。この場合において理事長は、請求者が GIS 学術士となる資格を有することとなるために必要とする要件を明記するものとする。

(認定手数料等)

第11条 第7条第1項または同条第3項の規定に基づいて準用する同条第1項の申請を行う者は、細則で定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 第8条第1項もしくは第2項、または同条第3項の規定に基づいて準用する同条第1項もしくは第2項の規定に基づいて認定を拒否され、または取り消された者は、すでに納入した第1項の手数料の返還を求めることはできない。
- 3 第10条第1項ならびに第2項、または同条第3項の規定に基づいて準用する同条第

1項ならびに第2項、および同条第4項の請求を行う者は、細則で定める額の手数料を納めなければならない。この場合において、正当な理由により証明書の発行を拒否された者は、既に納入した手数料の返還を求めることはできない。

(認定委員会)

第12条 理事長は、この規程に基づく認定および審査等を取り扱うため、各種委員会として、GIS 学術士認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

2 認定委員会の運営に関する要領は、理事長が別に定める。

3 理事長は、前項の要領を制定し、または変更したときは、理事会に報告するものとする。

(細 則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に必要な細目は、細則に定める。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則 この規程は、公益社団法人日本地理学会設立の日から施行する。

2013年10月12日改正、2014年4月1日施行

2017年7月8日第2回改正、2017年7月8日施行

2020年4月1日第3回改正 2020年4月1日施行